

令和7年度日本遺産「国境の島」認知度向上動画作成業務委託プロポーザル実施要領

この要領は、下記業務のプロポーザルに参加しようとするもの（以下「提案者」という）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

1 目的

認定10周年を記念して、日本遺産「国境の島」（壱岐市、対馬市、五島市、新上五島町）の広大な歴史・文化等を伝える動画を作成することで、さらなる日本遺産「国境の島」の認知度向上を図る。

2 業務の概要

（1）業務の内容

認知度向上のための動画作成業務
（詳細は別添仕様書のとおり）

（2）履行期間

契約日から令和8年2月27日（金）まで

（3）予算額

3,213,947円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

※本業務は、文化庁の地域文化財総合活用推進事業（博物館等における日本遺産ゲートウェイ機能強化事業）に申請しており、不採択の場合、予算額は1,650,000円となる。

※採択の結果は7月中に決定する予定であり、本プロポーザルには、予算額3,213,947円を前提として参加すること。

3 プロポーザルの日程

日 程	内 容
令和7年7月 2日（水）	公募開始
令和7年7月 7日（月）	質問書提出期限
令和7年7月 9日（水）	参加表明書提出期限
令和7年7月14日（月）	参加資格確認結果通知
令和7年7月23日（水）	企画提案書提出期限
令和7年8月上旬	企画提案書審査、審査結果通知

4 企画提案書の作成及び提出

（1）提出書類

別添企画提案書作成要領により作成した企画提案書

（2）提出部数

企画提案書正本1部、副本7部（計8部）、見積書1部を提出してください。

（3）提出方法

持参または郵送（書留）とします。なお、郵送の場合は、到着を確認してください。

※持参の場合は、県の閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時までの間に提出してください。

(4) 提出期限

令和7年7月23日(水)午後5時(必着)

※この期限までに全ての必要書類がそろっていない場合は、受け付けることができませんのでご注意ください。

(5) 提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県庁5階

日本遺産「国境の島」推進協議会事務局(長崎県文化観光国際部 文化振興・世界遺産課 歴史文化班)

担当:長岡、矢島 電話:095-895-2762

(6) 受理の通知

提出書類を期限までに受領したときは、提出者に対して書類を受領したことを電話またはメールでお知らせします。

(7) 留意事項等

ア 企画提案書は1者につき1提案のみとします。

イ 企画提案書を受領した後の追加及び修正は認めません(日本遺産「国境の島」推進協議会が補正等を求める場合を除く)。

ウ その他

- ・応募書類は、A4ファイルに綴じて提出してください。
 - ・厳格に審査するため、企画提案書及び関係書類には会社名など提案が特定される情報は記載しないでください。
 - ・正本(1部)の表紙及び背表紙は、事務局限りの取扱となるため、事務局において企画提案書及び関係書類とそれを作成した会社を確認することができるよう、提案事業タイトルと提案者の名称を記入してください。
- ※副本(7部)の表紙及び背表紙には提案者名は記入しないこと。

5 質疑及び回答

説明会の開催は予定しておりません。質疑がある場合は電子メールで受け付けます。なお、正確を期すため、電子メール送信後、電話により受信を確認してください。質疑と回答の内容は、原則としてプロポーザル参加者全員に回答します。

(メールアドレス) kokkyonoshima@pref.nagasaki.lg.jp

なお、質問書の提出期限は、令和7年7月7日(月)午後3時までとします。

6 審査

(1) 審査の方法

ア (2)の審査基準に基づき、審査委員会による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者、提案金額が同一の場合には「ア.業務内容に関する提案」における点数が上位の者を最優秀提案者とします。なお、「ア.業務内容に関する提案」の点数も同一であった場合には、選定委員合議のうえこれを決定します。

イ 提案者が1者の場合、(2)の審査基準に基づき、審査した総得点が50点以上であれば、最優秀提案者に選定します。50点未満の場合は、業務の仕様内容を変更し、再度、公募します。

ウ 審査は、書類審査のみとします。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
ア. 業務内容に関する提案 50点	・認知度向上につながるブランディング動画のコンセプト案となっているか	10
	・多くの視聴者が日本遺産「国境の島」に興味・関心を持つ動画案となっているか	20
	・広告とイベントそれぞれの目的にあった動画となっているか	20
イ. 業務実施体制 35点	・実施スケジュールは適当か	5
	・業務を適切に実施するために必要な経験等を有するスタッフの配置体制が確保されているか。	15
	・円滑かつ業務成果の最大化を実現する取り組み（手法）を採用しているか	15
ウ. 業務実績 10点	・過去に同種または類似の業務を実施した実績があるか	10
エ. 提案金額 5点	・価格点の算定式 満点（5点）×各提案者の提案金額のうち最低の額÷自社の提案金額（ただし、小数点以下を切り捨て）	5

※審査項目アからウまでの評価方法は、A、B、C、D、Eの5段階評価とし、項目ごとの配点に評価に応じて評点を算出します。

評価	評点
A（たいへん優れている）	項目の配点 × 1.0
B（優れている）	項目の配点 × 0.8
C（普通）	項目の配点 × 0.6
D（やや劣っている）	項目の配点 × 0.4
E（劣っている）	項目の配点 × 0.2

(3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全応募者に通知します。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7 契約手続

- (1) 委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、最優秀提案者と日本遺産「国境の島」推進協議会は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (2) 交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進みます。交渉が調わない場合は、審査の結果次点とされた者が、改めて日本遺産「国境の島」推進協議会と交渉を行うこととなります。
- (3) 契約金額の支払いについては、原則、精算払いとします。
- (4) 交渉の相手方が、交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、本件への参加資格を失った場合は、契約を締結しません。

8 提出書類の取扱

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します（日本遺産「国境の島」推進協議会及び審査委員会での使用に限る。）。
- (3) 契約者以外の企画提案内容について、提案者の承諾なしに利用することはありません。

9 問い合わせ先

日本遺産「国境の島」推進協議会事務局

（長崎県 文化観光国際部 文化振興・世界遺産課 歴史文化班）

担当：長岡、矢島

T E L : 095-895-2762

E-mail : kokkyonoshima@pref.nagasaki.lg.jp

10 その他

- (1) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出してください。辞退することによって、今後の日本遺産「国境の島」推進協議会との契約等について不利益な取扱をするものではありません。
- (2) 企画提案書の作成経費等、本プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、提案者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
 - ア 提出書類に不備があった場合、または指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員、日本遺産「国境の島」推進協議会職員または本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 本業務の実施にあたっては、日本遺産「国境の島」推進協議会と十分な調整を行うこととします。
- (5) 仕様書は、審査の結果選定された最優秀提案者と日本遺産「国境の島」推進協議会が別途協議・調整のうえ、変更することができます。
- (6) 本事業を円滑に遂行するため、日本遺産「国境の島」推進協議会は受注者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができます。